

(別紙 1)

## NPO法人千葉医師研修支援ネットワーク無料職業紹介事業 業務の運営に関する規定

### 第1 求人

- 1 本所は千葉県内に所在する医療機関(美容に関する医療を主な目的とする医療機関を除く。)の医師、病院職員、看護師及び医療従事者に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、原則として求人者またはその代理人が、所定の求人票に必要事項を記入および押印し、郵送または直接来所してお申込みください。Eメールによるお申し込みでも差支えありません。
- 3 求人のお申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他雇用条件等を所定の求人票に記載の上、明示してください。

### 第2 求職

- 1 本所は千葉県内の医療機関に就職を希望する医師に関する限り、いかなる求職のお申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職のお申込みは、原則として求職者またはその代理人が、所定の求職票に必要事項を記入及び押印し、郵送または直接来所してお申込みください。Eメール、電話、ファクシミリによるお申込みでも差支えありません。
- 3 求職のお申し込みの際には、勤務形態、診療科、その他希望する就職条件等を所定の求職票に記載の上、明示してください。

### 第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条に規定された職業選択の自由の主旨を踏まえ、そのご希望と能力に応じた医療機関に就職できるよう極力お手伝いいたします。
- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介先で従事することとなる業務内容、賃金、労働時間その他雇用条件をあらかじめインターネットを通じて、来所者に対しては対面により、又は郵便、ファクシミリ若しくはEメールの方法により、書面を交付することによって明示します。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、求人者との面接の際には、その紹介状を持参してください。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている間は、求人者に紹介をいたしません。

#### 第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。  
また、雇用関係が成立しなかったときも、同様に報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人情報個人情報適正管理規定に基づき、適正に取扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本所の取扱職種は、医師、病院職員、看護師及び医療従事者です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は事務局員に詳しくお尋ねください。